

令和7年7月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年7月18日(金) 午前9時00分～9時46分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	3番 吉田 宏明
4番 原 武信	5番 山下 祝
6番 本条 仁史	7番 木下 得代
8番 猪熊 幸雄	9番 大原 眞路(会長)
10番 土井 正幸	11番 高市 佳和
12番 山本 茂	13番 宮本 賢一
14番 藤川 一雄	15番 梶野 和幸(会長職務代理)
16番 山下 恵	17番 富木田 好正
18番 三木 洋一	

欠席委員

2番 石井 淑雄

傍聴推進委員

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福濱 実咲

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	15件	田 畑	6,063 m ² 16,264.81 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	276.11 m ² 406 m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	6件	田 畑	5,073 m ²
第4号議案	非農地証明願	2件	田 畑	257 m ² 3,320 m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件		
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	31件	田 畑	56,160 m ² 9,679 m ²
第8号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議	2件	田 畑	776 m ²
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	10,916 m ²

令和7年7月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より7月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで合計57件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人の方がお見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長職務代理	<p>(挨拶)</p> <p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を1番 松浦 委員さんと4番 原 委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、6番 本条 委員さんと7番 木下 委員さんと8番 猪熊 委員さんと私で、昨日7月17日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、ただいまより議事に移らせていただきます。</p> <p>第1号議案「農地法第3条許可申請」15件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」15件についてご説明いたします。</p> <p>始めに今回の3条申請15件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、資料2ページをお開き下さい。</p> <p>1番 申請地は■■■ 地目 畑 面積113㎡</p> <p>所有者の相続財産清算人が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる有償の売買での申請となります。申請理由は、家庭菜園としての取得で、相続財産の清算を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。</p> <p>受人反別は0㎡です。取得後の営農計画としては、野菜の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。</p> <p>農作業歴は5年、年間従業日数は200日程、通作距離についても車で5分と通作可能と判断できます。</p>

2番 申請地は■■■ 地目 田 面積 948 m²

1番と同様で所有者の相続財産清算人が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる有償の売買での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、相続財産の清算を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は707 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、トラック各1台、耕うん機2台、です。農作業歴は60年以上、年間従業日数は150日程、通作距離についても徒歩で1分と通作可能と判断できます。

3番 申請地は■■■ 地目 田 面積 178 m²

譲渡し人、譲受け人とも市外の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は家庭菜園としての取得で、農業廃止を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は0 m²です。取得後の営農計画としては、野菜で自身が経営する宿泊施設にて提供することを予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の導入予定は、耕うん機1台です。農作業歴は0年、年間従事日数は150日程、通作距離については、高松市在住ですが、ほぼ毎日坂出市■■■に通っており、そこから徒歩1分のため通作可能と判断できます。

4番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 132 m² 外4筆 計1,285 m²です。

市内の土地所有者が譲渡し人、市外の方が譲受け人となる、無償の贈与での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は480 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、トラック、耕うん機各1台です。農作業歴は60年以上、年間従業日数は150日程、通作距離については車で30分ですが、既に所有者に代わって申請地を耕作しているため通作可能と判断できます。

5・6・7・8番はすべて同一の市内の譲受人であるためまとめて説明させていただきます。

5番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 575 m²

市外の土地所有者が譲渡し人となる、有償の売買での申請となります。

6番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 919 m²

市内の土地所有者が譲渡し人となる、有償の売買での申請となります。

7番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 561 m²

市内の土地所有者が譲渡し人となる、有償の売買での申請となります。

8番 申請地は■■■■ 地目 畑 面積 343 m²

市外の土地所有者が譲渡し人となる、有償の売買での申請となります。

申請理由は経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小や市外にいたるため農業廃止を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 26,171 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、みかんの販売・自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、トラック、耕うん機各1台です。農作業歴は50年以上、年間従業日数は280日程、通作距離についても車で5分と通作可能と判断できます。

9・10番はすべて同一の市内の譲受人であるためまとめて説明させていただきます。

9番 申請地は■■■■ 地目 畑 面積 448 m²

坂出市の譲渡し人による、有償の売買での申請となります。

10番 申請地は■■■■ 地目 畑 面積 472 m² 外10筆 計 3,150.81 m²です。

市外の譲渡し人による、有償の売買での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 2,476 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、果樹、野菜の販売・自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、トラック、耕うん機各1台です。農作業歴は3年以上、年間従業日数は150日程、通作距離についても車で5分と通作可能と判断できます。

11番 申請地は■■■■ 地目 田 面積 1,534 m²

譲渡し人、譲受け人とも市外の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 26,709 m²です。取得後の営農計画としては、米の販売、自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、トラック、耕うん機、田植機、各1台です。農作業歴は40年以上、年間従業日数は200日程、通作距離についても車で10分と通作可能と判断できます。

12・13番はすべて同一の市内の譲受人であるためまとめて説明させていただきます。

12番 申請地は■■■■ 地目 畑 面積 648 m² 外3筆 計 4,290 m²です。

市外の土地所有者が譲渡し人となる、無償の贈与での申請となります。

13番 申請地は■■■■ 地目 畑 面積 789 m² 外2筆 計 6,611 m²です。

市外の土地所有者が譲渡し人となる、無償の贈与での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 47,087 m²です。取得後の営農計画としては、みかんの販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、軽トラック、トラック、耕うん機各1台です。農作業歴は45年以上、年間従業日数は365日程、通作距離についても徒歩で30分と通作可能と判断できます。

14番 申請地は■■■■ 地目 田 面積 591 m²

譲渡し人、譲受け人とも市内の方による、有償の売買での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 3,377 m²です。取得後の営農計画としては、野菜等の販売、自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラクター、トラック、耕うん機、各1台、農舎 93.84 m²農作業歴は45年以上、年間従業日数は150日程、通作距離についても徒歩で2分と通作可能と判断できます。

報告第1号3番に関連しており、解約後に所有権移転を行います。

15番 申請地は■■■■地目 田 面積 462 m² 外4筆 計 781 m²です。

市外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、無償の贈与での申請となります。申請理由は経営規模の拡大としての取得で、経営縮小を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 7,696.72 m²です。取得後の営農計画としては、みかんの自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、動ふん、トラック各2台、農舎 100 m²農作業歴は40年以上、年間従業日数は160日程、通作距離についても車で3分と通作可能と判断できます。

以上のことから本日の案件15件につきまして、譲受人については経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」15件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

各委員

会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」15件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます</p>
事務局書記	<p>それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件についてご説明いたします。</p> <p>申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 177 m² 外5筆 合計 682.11 m²です。</p> <p>■■■から西へ約300mに位置。</p> <p>無断転用の有無 有 自宅への進入路として利用していたため始末書の提出があります。</p> <p>転用目的 農家住宅の宅地拡張 用地</p> <p>申請理由 申請者はこの度、所有地を法人に売却することになり、調査・測量したところ、自宅敷地の一部が農地であることがわかりました。今後も宅地として利用したいため申請に至りました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。</p> <p>その他 排水計画は、雨水は既設の排水路を經由し北東側水路へ放流、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水同様北東側水路へ放流します。造成計画は、無断転用のため新たに造成はしません。地域計画の区域については、区域内であったため除外の公告済みです。</p> <p>また、第3号議案の4番に関連しております。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件を議題に供します。</p> <p>なお、第3号議案の4番については現地調査を実施しておりますので、本条 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p>
本条委員	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>申請者 申請者は、製粉業を営む法人です。</p>

申請地 ■■■ 地目 田 面積 506 m² 外1筆 合計 953 m²

■■■から西へ約 300mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 駐車場

申請理由 転用事業者は、従業員用の駐車場が不足していたため、既存の駐車場または工場の近くで駐車場の計画をしました。申請地は、今回の計画で 20 台分が確保できる場所のため、所有者と交渉したところ話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

ありがとうございました。

ただいま本条 委員さんより現地調査の報告がございましたが、補足説明がありましたら他の案件と併せて、事務局より説明をお願いします。

会長職務代理

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

その他 排水計画の雨水は、一部は自然浸透ですが、併用地の集水桝に集めて水路へ放流します。汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。隣接農地との境界は、既存の擁壁の補強またはコンクリート擁壁の新設をします。地域計画の変更については、区域内であったため変更公告済です。

1番 申請者 遺言により、転用目的で権利を取得しようとするものです。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 52 m²

■■■から西へ約 200m。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 土地所有者が亡くなられて、遺言執行者が選任されています。対象地は既に無断転用となっているため、転用を伴う農地の権利移動としての申請です。

申請地は、譲受人の居宅の隣りであり、昭和 60 年頃より物置が設置されていました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第1種住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 周辺は宅地化されており隣接する農地は無く、被害防除については現況と計画書から適切と思われる。土地改良区の受益地外ですが、地元水利組合との調整を了していると確認できる。

その他排水計画は、雨水の自然浸透で汚水の発生はありません。造成は、所有者の夫が昭和 60 年頃より物置を設置して使用していました。地域計画の変更については区域外です。

2番 申請者は、土木工事業を営む法人です。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 388 m²

■■■から西へ約 200mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由 譲受人は、土木工事業を行っております。申請地の隣を資材置場として利用していますが、業務量の増加に伴い置場が不足するようになっていました。そこで事業用地の拡大を計画したところ、農地の維持管理に苦慮していた土地所有者との話がまとまり申請に至りました。なお、所有者の方は市外にお住まいなので、空き家となっていた宅地も併せての売却となりました。

農地の区分 都市計画により、用途が「準工業地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。隣接農地との境界には土留めコンクリートを設置します。地域計画の変更については、区域内であったため変更公告済です。

3番 申請者は、建設工事業を営む法人です。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 2,822 m²

■■■から北へ約 200mに位置。

無断転用の有無 なし

転用目的 貸し資材置場

申請理由 転用事業者は、建設工事、とび土木工事等を行っております。

関連会社の財務管理等も担っており、今回の計画では、経営上の戦略から同法人が転用事業者となり、関連会社に貸し付ける計画です。また、代表取締役は貸付先も同じ方がされています。貸付先となる法人は、申請地から南東へ約 700mに位置しており、業務拡大により建築資材を保管する資材置場を近隣で必要としていました。業務の効率や国道県道へのアクセス等を考慮して、比較検討した結果、土地所有者と話しがまとまり、貸資材置場を目的とする、転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。隣接農地との境界は既存の擁壁を利用します。

4番 申請者は、土地所有者のお子さんの夫です。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 499 m²

■■■から東へ約 300m。

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 申請人は、現在、市外でアパートを借りていますが、将来的に子育てや両親のことを考えて、妻の実家近くで住宅を建てようとして計画したところ、義理の父が所有する土地で話がまとまり申請にいたりしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、西側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。地域計画の変更については区域外です。

6番 申請者は、板金工事業を営む法人です。

申請地 ■■■ 地目 田 面積 80㎡ 外1筆 合計 359㎡

■■■と■■■が交差する交差点から北へ約200mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 駐車場、資材置場

申請理由 転用事業者は、申請地の隣りで金属加工・板金工事業を行っています。事業拡大により駐車場および製品の仮置場が不足しているため、隣接地の所有者と交渉したところ話がまとまり申請にいたりしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画の雨水は、集水柵に集めて北側水路へ放流します。汚水の発生はありません。造成については、既に造成済のため始末書の提出もあります。地域計画の変更については区域外です。

以上よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま本条 委員さんと事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件につきまして原案どおり承認し、うち5件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、3番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、7月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

なお、本件については現地調査を実施しておりますので、木下 委員さん、猪熊 委

<p>木下委員</p>	<p>員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>第4号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。</p> <p>1番 申請者 県外の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 畑 面積 2,082 m² 外2筆の合計 3,320 m²です。</p> <p>■■■から東へ1.2kmに位置します。</p> <p>申請理由 再生利用が困難な農地と認められるためであり、申請者は平成23年に相続をしたが、県外に住んでいることもあり管理できずに放置されていました。現在では周辺一帯が山林化しております。</p>
<p>猪熊委員</p>	<p>2番 申請者 市内の土地所有者の方です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 257 m²です。</p> <p>■■■から南東へ約1kmに位置します。</p> <p>申請理由 再生利用が困難な農地と認められるためであり、申請者は昨年農地を相続しましたが、耕作の意思はなく現在山林化しています。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま木下委員さんと猪熊委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局より補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>第4号議案「非農地証明願」2件については担当委員さんのご説明通りとなります。</p> <p>本日の案件2件については「再生利用が困難な農地」に該当するため問題ないと判断しております。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま担当委員さんの説明と事務局より補足説明がございましたが、第4号議案「非農地証明願」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」2件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。</p> <p>続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」31件を議題に供します。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは第6号議案「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取」31件についてご説明いたします。</p> <p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が15件、更新が10件、再設定が6件となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは</p>

	<p>今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号、第 3 号を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」31 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>〈質疑応答〉</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご意見もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」31 件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提出することといたします。</p> <p>続きまして今月は農政部門の議案が 2 件出ております。</p> <p>第 8 号議案「坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、第 8 号議案「坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議」についてご説明いたします。議案の 16 ページになります。</p> <p>本件は農業振興地域の整備に関する法律第 8 条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地区域からの除外申請が 2 件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>計画変更の概要を 16 ページに記載しており、17 ページから 20 ページまでが位置図及び土地利用計画図となっております。</p> <p>1 番 申請地は■■■の一部 地目は田 面積 326 m² 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請目的は分家住宅です。</p> <p>2 番 申請地は■■■の一部 地目は田 面積 450 m² 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請目的は分家住宅です。</p> <p>以上ご審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第 8 号議案「坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議」について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>本条委員</p>	<p>若い方が戻ってきてくれるのはありがたい。新しい家庭を作って人を増やしてくれるのはいいです。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>戻ってきてくれるのはありがたい。戻ってきて農業をしてくれるともっとありがた</p>

	<p>いですね。</p> <p>特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。</p> <p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。 事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。</p> <p>1番 ■■■■ 地目 田 面積は2㎡ 外1筆 計16㎡ 加茂町甲の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 市道に取り込まれているためです。 備考につきましては 利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>2番 ■■■■ 地目 田 面積は2,822㎡ 小山町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 転用目的で第3号議案3番に関連しています。 備考につきましては 利用権、賃貸借権の解消です。</p> <p>3番 ■■■■ 地目 田 面積は591㎡ 川津町の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 耕作目的で、第1号議案14番に関連しています 備考 利用権、使用貸借権の解消です。</p> <p>4番 ■■■■ 地目 田 面積は556㎡外4筆合計7,487㎡ 加茂町甲の貸付人から（公財）香川県農地機構への貸借の解約になります。 解約理由 契約相手の変更です。 備考 利用権、使用貸借権の解消です。 以上、合意解約の説明です。</p>
事務局書記	
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による確認) 【なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。</p>

<p>事務局</p> <p>会長職務代理</p>	<p>その他の案件として、事務局の方で何かありますか。</p> <p>(事務局からの連絡事項等)</p> <p>それでは、これもちまして 7月の定例会を閉会致します。 長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>9時46分終了</p>
--------------------------	--